

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
入札等参加資格審査・業者選定委員会要領

2021年11月16日制定
2023年2月27日最近改正

(目的)

第1条 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の発注における入札等参加資格の設定及び業者の選定を公平かつ適正に実施するための諮問機関として、協会に、入札等参加資格審査・業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。この要領は、委員会の諮問事項、その他委員会の運営に必要な事項について定めるものとする。

(委員会の委員等)

第2条 委員会は、第1委員会と第2委員会とを置き、それぞれの委員及び所掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(委員長)

第3条 前条の各委員会に委員長を置き、それぞれの委員長は、別表に定めるとおりとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 事務総長は、必要に応じ、諮問事項を示して会議の開催を各委員会の委員長に求める。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、議決について利害関係を有する委員を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 緊急でやむを得ない場合等は、書面により委員長及び各委員の承認を得ることで、委員会の審議に代えることができるものとする。

(審議事項等)

第5条 事務総長が諮問する委員会の審議事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 入札の参加資格の設定に関すること

- (2) 入札の指名業者の選定に関する事
- (3) 随意契約の相手方の選定等に関する事
- (4) プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関する事
- (5) その他事務総長が必要と定める事項

- 2 1件の契約につき選定する業者数は、種目、発注規模及び内容等を考慮して、実情に応じ適切な数となるよう発注の都度決定するものとする。
- 3 協会事務決裁規程別表6により、事務総長又は事務次長が決定するものとされた事項については、第1委員会に諮問するものとし、部長が決定するものとされた事項については、第2委員会に諮問するものとする。

(案件の提出)

第6条 事業担当は、委員会に提出すべき案件があるときは、次の各号の書類に関係書類を添えて、委員会開催日の7日前までに経理課長に提出するものとする。

- (1) 入札及びプロポーザル参加資格の設定にあつては、「入札等参加資格審査調書」(様式1-1)及び「入札等参加資格審査調書資料」(様式1-2)
- (2) 入札の指名業者及び随意契約業者の相手方の選定(以下「業者の選定」という。)にあつては、「業者選定調書」(様式2-1)及び「業者選定調書資料」(様式2-2)
- (3) 審議に必要な資料等

2 経理課長は、事業担当から提出された案件を委員会に提出する。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。この場合、委員以外の関係者の立場については、協会の内部、外部を問わないものとする。

(適用除外)

第8条 次の各号に掲げるものについては、委員会に付議しないで参加条件の設定、業者の選定等を行うことができるものとする。

- (1) 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 契約規程第8条第1項第1号に該当するもの
- (2) 特許権、実用新案権等により、業者が特定されるもの
- (3) その他事務総長が認めたもの

(緊急選定)

第9条 緊急を要するものについては、第6条第1項で規定する書類を作成の上、業者選定決裁書(様式3)により、各委員の承認を得ることで、委員会の審議に代えることができる。

(入札等参加資格決定通知書)

第 10 条 委員会で入札の参加資格を決定したときは、委員長は直ちに「入札等参加資格決定通知書」(様式 4)を事業担当に送付するものとする。

(業者選定通知書)

第 11 条 委員会で業者を選定したときは、委員長は直ちに「業者選定通知書」(様式 5)を事業担当に送付するものとする。

(事務局)

第 12 条 委員会の庶務は、経理課において処理する。

(その他の事項)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、事務総長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2021 年 11 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 事務総長が就任するまでの間は、事務総長の職務は事務局長が代理する。

附 則

この要領は、2022 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、2022 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、2023 年 2 月 27 日から施行する。

別表

【第1委員会】

委員	所掌事務
(委員長) ・事務次長 (財務部担当)	1 契約に係る入札の参加条件の設定に関すること
(委員) ・総務部長	2 契約に係る入札の指名業者の選定に関すること
(委員) ・財務部長	3 契約に係る随意契約の相手方の選定等に関すること
(委員) ・企画調整部長	4 プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関すること
(委員) ・広報国際部長	5 その他業者選定を行うにあたり必要となる事項

【第2委員会】

委員	所掌事務
(委員長) ・財務部長	1 契約に係る入札の参加条件の設定に関すること
(委員) ・総務部総務人事課長	2 契約に係る入札の指名業者の選定に関すること
(委員) ・財務部経理課長	3 契約に係る随意契約の相手方の選定等に関すること
(委員) ・企画調整部企画課長	4 プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関すること
(委員) ・広報国際部広報課長	5 その他業者選定を行うにあたり必要となる事項